

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	渡良瀬遊水地環境保全事業			
	担当部署	企画財政課 企画調整係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	自然環境と調和のとれたまちづくり 【環境保全】		
		施策	環境の保全と整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	14	
	根拠法令・個別計画				
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	遊水地をとりまく地域が官民一体となり情報共有、調査研究を行い、ラムサール条約に登録された自然豊かな湿地環境の保全とその有効活用を図る。			
内容及び実施方法	4市2町(板倉町、栃木市、小山市、野木町、加須市、古河市)、遊水地で活動する各種団体、国で構成する「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」により、賢明な利活用、湿地の保全再生、人々の交流・学習、地域振興をテーマとして情報共有を図りながら調査研究活動を行う。 また、ヨシ焼きを実施することで、貴重な湿地環境と希少植物の保全を図る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		43	94	55	88	
	需用費		3	16	3	6	
	負担金		40	48	52	82	
	旅費			30			
正職	②人件費		819	832	832	1,112	
	事業に要する従事割合		0.11	0.11	0.11	0.15	
	人件費		819	832	832	1,112	
	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	
財源内訳	③総事業費		862	926	887	1,200	
	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		862	926	887	1,200	

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
	会議開催数	回	15	15	15	15	
	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
	事業実施数	事業	1	1	2	2	
	指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	必要最低限の費用で事業実施でき、費用対効果は高い。	
事業の達成状況	利活用協議会の2つの部会において、ヨシの有効活用方法、イベント等の検討を行った。	
事業実施における課題等	今後の協議会の事業内容により、相応の費用が発生することも想定される。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	官民一体による協議会での活動のため、情報共有・共通認識を持つだけでも一つの成果といえ、継続が望ましい。
	今後の方向性・改善案等	既存のイベント・活動を活用するなど、新たな費用負担が伴わない活動を検討したい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	河川・湖沼水質検査事業			
	担当部署	住民環境課 環境下水道係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	自然環境と調和のとれたまちづくり【環境保全】		
		施策	環境の保全と整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	14	
	根拠法令・個別計画	水質汚濁防止法			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	住民に対する環境保全という点から公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するため、魚の変死及び工場や事業所の排水による水質汚濁の発見、その他、新たな汚染が懸念される場合は関係機関と連携して調査を実施する。			
内容及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・板倉町は群馬県公共用水域水質測定計画の測定機関になっており、板倉川の測定結果を県に提供している。</li> <li>・民間委託により、年4回、町内の河川4箇所の水質検査を実施</li> <li>・民間委託により、夏と冬の年2回、町内の池沼4箇所の水質検査を実施</li> <li>・民間委託により、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置している工場5社について、年1回の排水の水質検査を実施</li> </ul>				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		65	311	180	270	
	需用費		8	145	18	0	
	委託料		57	166	162	270	
正職	②人件費		1,986	1,512	1,512	1,260	
	事業に要する従事割合		0.25	0.2	0.2	0.17	
	人件費		1,862	1,512	1,512	1,260	
臨時	事業に要する従事割合		0.06	0	0	0	
	人件費		124	0	0	0	
財源内訳	③総事業費		2,051	1,823	1,692	1,530	
	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		2,051	1,823	1,692	1,530	

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	定期検査実施回数	回	10	10	10	10
	出動回数	回	6	6	6	6
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	測定数値改善率	%	8	8	8	8
指標で表せない成果・効果 生活環境の保全が図られている						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令により実施することが義務付けられている。</li> </ul>
	✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。</li> </ul>
	✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。</li> <li>・社会保障の機能を果たしている。</li> <li>・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)</li> </ul>
	2. 有効性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民生活上の課題解決に貢献している。</li> <li>・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。</li> <li>・町民の大部分がサービスを受けることができる。</li> <li>・指標の実績値が前年度を上回っている。</li> <li>・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。</li> </ul>
	3. 効率性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民一人あたりのコストは適正である。</li> <li>・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。</li> <li>・受益者負担や補助等の割合に問題はない。</li> <li>・町で実施する方が民間委託より適している。</li> <li>・コスト削減の余地はない。</li> </ul>
	費用対効果	費用対効果は適正である。
	事業の達成状況	達成している。
	事業実施における課題等	企業からの汚水流出事案があった。水質汚濁に関して県が担当となるため、連携をとりながら改善指導に努めていく。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	町内の水質状況の把握と改善のため今後も実施していく。
	今後の方向性・改善案等	業者委託により水質検査を行っているが、職員による定期的な簡易検査も引き続き実施していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	犬の登録・狂犬病予防注射実施事業		
	担当部署	住民環境課 環境下水道係	事業期間	平成24年度～
	中期事業推進計画	基本目標	自然環境と調和のとれたまちづくり 【環境保全】	
		施策	環境の保全と整備	
	会計区分	一般会計		
	会計科目	款	項	目
		4	1	3
	根拠法令・個別計画	狂犬病予防法、板倉町狂犬病予防法施行規則 動物の愛護及び管理に関する法律、群馬県動物の愛護に関する条例		
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務
	目的 (受益者と意図を明確に)	狂犬病予防法で生後91日を経過した犬の飼い主は、その犬の登録と1年に1回の注射を受けさせなければならないと義務付けられている。狂犬病は発症したらほぼ死に至る病気なので、町民の公衆衛生向上のため、一頭でも多く登録や注射を実施することで、狂犬病の発生を抑えたい。		
内容及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い始めた犬の原簿への登録</li> <li>・登録された犬への狂犬病予防ワクチンの接種機会の提供</li> <li>・狂犬病予防注射の集合接種を県獣医師会に委託し、春と秋の年2回実施している。(春は3日間10会場、秋は1日1会場)</li> </ul>			

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		316	325	407	341	
	需用費		47	70	170	47	
	委託料		269	255	237	294	
	負担金、補助及び交付金		0	0			
正職 臨時	②人件費		1,986	1,988	2,366	2,847	
	事業に要する従事割合		0.25	0.25	0.3	0.37	
	人件費		1,862	1,891	2,269	2,743	
	事業に要する従事割合		0.06	0.05	0.05	0.05	
財源内訳	③総事業費		2,302	2,313	2,773	3,188	
	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	手数料		628	588	543	536	
	一般財源		1,674	1,725	2,230	2,652	

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	狂犬病予防注射実施頭数	箇所	837	791	755	680
	集団予防接種実施箇所数	箇所	11	11	11	11
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	注射接種率	%	66	65	77	75
指標で表せない成果・効果 公衆衛生の維持が図られている						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	町民サービスにも繋がる事業であり、費用対効果は高い。	
事業の達成状況	達成している。	
事業実施における課題等	注射接種率低い。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	法令で実施することが義務づけられている。
	今後の方向性・改善案等	注射接種率を上げるため、町民への啓発を続ける。また、飼い犬の実態調査を実施し、町内の飼い犬の正確な数を把握する。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	緑地・自然環境保全地域清掃事業			
	担当部署	住民環境課 環境下水道係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	自然環境と調和のとれたまちづくり 【環境保全】		
		施策	環境の保全と整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	14	
	根拠法令・個別計画	群馬県自然環境保全条例、群馬県自然環境保全地域等の保全事業実施要領			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	受益者:町民 目的:群馬県の指定した自然環境保全地域・緑地環境保全地域の適正な保全を図る			
内容及び実施方法	群馬県の指定した自然環境保全地域・緑地環境保全地域の適正な保全を図るため、行人沼と雷電神社の清掃等管理事業を委託する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
①事業費			81	80	80	81	
	内訳	委託料	81	80	80	81	
②人件費			1,241	1,512	1,134	741	
	正職	事業に要する従事割合	0.15	0.2	0.15	0.1	
		人件費	1,117	1,512	1,134	741	
臨時	事業に要する従事割合	0.06	0	0	0	0	
		人件費	124	0	0	0	
③総事業費			1,322	1,592	1,214	822	
財源内訳		国庫支出金					
		県支出金	80	79	79	80	
		地方債					
		一般財源	1,242	1,513	1,135	742	

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
		県緑地環境保全地域数	箇所	2	2	2
	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	年間清掃実施回数	回	24	19	15	15
指標で表せない成果・効果 自然・緑地環境保全地域の保護が図られている						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	・指標の実績値が前年度を上回っている。	
✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。	
3. 効率性の評価		
	・町民一人あたりのコストは適正である。	
	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	事業目標を十分に達成しており、費用対効果は高い。	
事業の達成状況	達成している。	
事業実施における課題等	行人沼周辺に立つ標識が老朽化してきており、立て替えが必要。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	「群馬県自然環境保全条例」により実施することが義務づけられている。
	今後の方向性・改善案等	引き続き、緑地及び自然環境保全のため継続実施していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	臭気検査事業			
	担当部署	住民環境課 環境下水道係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	自然環境と調和のとれたまちづくり 【環境保全】		
		施策	環境の保全と整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	14	
	根拠法令・個別計画	悪臭防止法			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	受益者:町民 目的:悪臭防止法に基づく規制区域内で悪臭公害が発生した場合、原因の調査及び発生源者への指導を実施し悪臭公害の撲滅を図る。			
内容及び実施方法	悪臭防止法に基づく規制地域内の事業所(工場、飲食店、農場、事務所など)から出た悪臭公害について、原因を調査し、発生源者への指導を実施する。指導に従わない場合は、臭気指数を調査し、規制基準を超えていれば町長の権限において、報告、命令、罰則を適用する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
①事業費			0	0	0	0	
	委託料		0	0	0	0	
②人件費			1,241	1,512	756	519	
	事業に要する従事割合		0.15	0.2	0.1	0.07	
正職	人件費		1,117	1,512	756	519	
	事業に要する従事割合		0.06	0	0	0	
臨時	人件費		124	0	0	0	
③総事業費			1,241	1,512	756	519	
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		1,241	1,512	756	519	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
苦情受付件数	回	3	1	1	1
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
苦情処理件数	回	3	1	1	1
指標で表せない成果・効果 生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図れる					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	少ない費用で事業を達成している。	
事業の達成状況	達成している。	
事業実施における課題等		

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	「群馬県自然環境保全条例」により実施することが義務づけられている。
	今後の方向性・改善案等	引き続き、緑地及び自然環境保全のため継続実施していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	地球温暖化対策事業			
	担当部署	住民環境課 環境下水道係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	自然環境と調和のとれたまちづくり 【環境保全】		
		施策	地球温暖化対策		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	14	
	根拠法令・個別計画	地球温暖化対策の推進に関する法律、フロン排出抑制法			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	受益者:町及び町民 目的:緑のカーテン設置に伴う遮光により、特に電力需要の高い夏場の省エネにつなげ、来庁者に対してPRを行う。また、庁舎内等で管理している空調機器や冷凍冷蔵機器を点検し、機器で使用している温室効果ガスのフロン類の漏えいを防ぐ。			
内容及び実施方法	省エネ及び地球温暖化防止のため、役場や町出先機関に緑のカーテンを設置する。また、フロン排出抑制法により庁舎内等で管理している空調機器や冷凍冷蔵機器の自主的に定期点検を行い、3年に一度は業者点検を行う。				

(単位:千円)		H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費	139	1,180	136	135	
	需用費	139	208	136	135	
	委託料	0	972	0	0	
正職	②人件費	1,208	2,164	2,173	1,545	
	事業に要する従事割合	0.15	0.3	0.3	0.22	
	人件費	1,100	2,164	2,173	1,545	
	事業に要する従事割合	0.06	0	0	0	
臨時	人件費	108	0	0	0	
財源内訳	③総事業費	1,347	3,344	2,309	1,680	
	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	一般財源	1,347	3,344	2,309	1,680	

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
		緑のカーテン生育日数	日	157	143	135
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	緑のカーテン設置日数	日	157	143	135	109
指標で表せない成果・効果 地球温暖化や節電等に対する住民の関心度						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	緑のカーテンは外部委託することなく行うことができおり、費用対効果は適正である。	
事業の達成状況	地球温暖化防止のため、推進していきたい。	
事業実施における課題等	地球温暖化防止が、生活の身近な関心事項となりにくい。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	積極的にPRし、町民の方に地球温暖化に関心を持っていただきたい。
	今後の方向性・改善案等	節電によるCO2削減意識の啓発を図り、エネルギーの大切さを意識してもらうためにも引き続き継続していきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	犬猫等動物死体処理事業			
	担当部署	住民環境課 環境下水道係	事業期間	平成27年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	自然環境と調和のとれたまちづくり 【環境保全】		
		施策	環境の保全と整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		4	1	3	
	根拠法令・個別計画	動物の愛護及び管理に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	受益者:町民 目的:町の景観と清潔で衛生的な状態を確保し、町民の快適な生活環境を維持する。			
内容及び実施方法	公衆衛生及び景観の確保のため、道路上等で亡くなって放置されている飼い主不明の犬猫等動物死体について、環境下水道係で回収を行い、旧資源化センター内に設置した冷凍庫にて一時保管し、定期的に館林衛生施設組合(たてばやしクリーンセンター)に持ち込み処理を行う(負担金)。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
①事業費		673	0		408	0	
	委託料	673	0		408	0	
②人件費		2,359	1,610		1,988	2,477	
	事業に要する従事割合	0.15	0.2		0.25	0.32	
正職	人件費	1,117	1,512		1,891	2,372	
	事業に要する従事割合	0.6	0.05		0.05	0.05	
臨時	人件費	1,242	98		98	104	
③総事業費		3,032	1,610		2,396	2,477	
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源	3,032	1,610		2,396	2,477	

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
		路上等動物死体処理件数	件	186	186	150
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	町民一人あたりの処理費用	円	182	182	182	182
指標で表せない成果・効果 公衆衛生の向上が図れる						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	適正な費用で事業を実施している。	
事業の達成状況	達成している。	
事業実施における課題等	特になし。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	町民の生活環境を保全するため、今後も実施していく。
	今後の方向性・改善案等	町民の生活環境を保全するため、今後も実施していく。また、平成29年度より休日における回収も対応している。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	住宅用太陽光発電システム設置事業			
	担当部署	住民環境課 環境下水道係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	自然環境と調和のとれたまちづくり 【環境保全】		
		施策	地球温暖化対策		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	15	
	根拠法令・個別計画	地球温暖化対策の推進に関する法律、板倉町住宅用太陽光発電システム補助金交付要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	受益者:住宅用太陽光発電システムを設置しようとする町民。 目的:住宅用太陽光発電システムを設置しようとする町民に対し、補助金を交付することにより、太陽光発電システムの普及を促進し地球温暖化を防止する。			
内容及び実施方法	住宅用太陽光発電システムを設置しようとする町民に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
①事業費		2,160	2,369	1,549	1,555		
	負担金、補助及び交付金	2,160	2,369	1,549	1,555		
②人件費		367	1,003	1,014	794		
	事業に要する従事割合	0.05	0.1	0.1	0.07		
臨時		0	0.15	0.15	0.15		
	事業に要する従事割合	0	0.15	0.15	0.15		
③総事業費		2,527	3,372	2,563	2,349		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源	2,527	3,372	2,563	2,349		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
補助金決定件数	件	23	25	16	16
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
補助申請件数	件	23	25	16	16
指標で表せない成果・効果 環境問題・節電等住民の関心度					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
費用対効果	行政区や社会教育団体による団体活動の活性化が図られ、本事業への取組も滞ることなく実施されることから資源ごみのリサイクル率の向上につながるから効果はある。	
事業の達成状況	地球温暖化防止のため、推進していきたい。	
事業実施における課題等	事業コストが高いことや、電機事業者の買取単価が下がっていることから、普及が進まない。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	積極的にPRし、町民に地球温暖化に関心を持っていただきたい。
	今後の方向性・改善案等	節電による二酸化炭素削減意識の啓発を図り、エネルギーの大切さを意識してもらうためにも、引き続き継続して実施する。



事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	景観創出促進事業(風景づくり事業)			
	担当部署	都市建設課 計画管理係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	自然環境と調和のとれたまちづくり 【環境保全】		
		施策	風景づくり		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		8	4	1	
	根拠法令・個別計画	景観法、板倉町風景条例、板倉町風景計画			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	町民 板倉町には、すばらしい景観が残されている。板倉町の特徴を活かした風景まちづくりの方針・目標・政策等を網羅した計画を策定することによって、さらなる風景づくり意識の向上を図り、住みよいまちづくりを目指す。			
内容及び実施方法	景観法第8条に基づき、特色ある板倉の風景を守り、育て、創り、次の世代へ伝えていくことを目的とした風景計画を策定した。この風景計画を町民に周知し、景観意識の向上を図り、また、風景計画の円滑な運用を図るため、風景写真や啓発パネル等の展示を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		70	39	0	2	
	報償・報酬		0	0	0	0	
	旅費		0	0	0	2	
	需用費		0	0	0	0	
	委託料		70	39	0	0	
	使用料		0	0	0	0	
	②人件費		2,860	2,813	3,114	2,458	
正職	事業に要する従事割合		0.39	0.39	0.43	0.35	
	人件費		2,860	2,813	3,114	2,458	
臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	
	③総事業費		2,930	2,852	3,114	2,460	
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		2,930	2,852	3,114	2,460	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
広報紙等による年間周知回数	回	2	1	1	1
電柱修景	本	2	1	0	0
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
指標で表せない成果・効果 町民の風景づくりの取り組みの活性化、建築等の行為における基本的なルールへの定着、板倉に暮らすことに誇りを持つ町民の増加、地域間交流の活性化が図られる。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	社会全体の景観意識が向上しており、先進的な板倉町の効果は大である。	
事業の達成状況	建築・建設関係業者には、景観意識が浸透していると感じられる。	
事業実施における課題等	個人の意識の向上に努めなければならない。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	引き続き、板倉町の良い特色の啓発が必要であり、住みよいまちづくりをしていく。
	今後の方向性・改善案等	景観意識の向上のため、啓発を続けていく。